

垂井町指定給水装置工事事業者の手續きについて

★新規・更新の場合

【申請期限】

更新の場合は、有効期限までに申請して下さい。

※有効期限を過ぎた場合は、指定の更新を受けることができませんので、ご注意下さい。

【新規・更新手数料】

10,000円

【申請書類】

法人	個人	必要書類	備考
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	指定申請書(様式第1)	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	事業所の写真	外部及び内部の写真
<input type="radio"/>		定款の写し	原本証明したもの
<input type="radio"/>		登記簿謄本又は登記事項証明書	発行日から3ヶ月以内のもの
	<input type="radio"/>	住民票の写し	発行日から3ヶ月以内のもの
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	誓約書(様式第2)	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	主任技術者選任・解任届出書(様式第3)	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	主任技術者の免状又は主任技術者証の写し	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	主任技術者との雇用関係(専属)を証する書類	健康保険の被保険者証の写しなど
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	機械器具調書(別表1)	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	機械器具の写真	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	指定更新時確認事項(別表2)	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	研修受講を証明する書類(受講証等)の写し	内部研修受講の場合は必要なし
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	資格を証明する書類(資格証等)の写し	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	指定給水装置工事事業者証	更新の場合のみ必要

※ 誓約書(様式2)について

次のいずれにも該当しない者であること。

- ・心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの。
- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
- ・水道法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
- ・水道法第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者。
- ・給水装置工事に関し、不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。
- ・法人であって、その役員のうち上記のいずれかに該当する者があるもの。

★指定事項変更の場合

【申請期限】

変更があった日から30日以内に申請して下さい。

【申請書類】

		指定事項変更届出書 (様式第10)	定款の写し	登記簿謄本又は 登記事項証明書	住民票の写し	誓約書 (様式第2)	指定給水装置 工事事業者証
変更内容	氏名 名称	法人	○	○		○	○
		個人	○		○	○	○
	住所	法人	○	○	○		○
		個人	○			○	○
	代表者	法人	○	○	○		○
		個人	○			○	○
役員	法人	○		○		○	
	個人						

※ 「有限」から「株式」への組織変更の場合は、同一法人とみなし名称変更のみとなります。

※ 定款の写しは原本証明したもの、登記簿謄本・登記事項証明書、住民票の写しは発行日から3ヶ月以内のものを添付して下さい。

★廃止・休止・再開の場合

【申請期限】

廃止・休止の場合は廃止又は休止の日から30日以内、再開の場合は再開の日から10日以内に申請して下さい。

【申請書類】

		廃止・休止・再開届出書 (様式第11)	指定給水装置工事事業者証
廃止	法人	○	○
	個人	○	○
休止・再開	法人	○	
	個人	○	

★給水装置工事主任技術者 選任・解任の場合

【申請期限】

主任技術者を選任・解任した日から2週間以内に申請して下さい。

【申請書類】

		主任技術者選任・解任届出書 (様式第3)	主任技術者の免状又は 主任技術者証の写し	主任技術者との雇用関係（専属） を証する書類
選任	法人	○	○	○
	個人	○	○	○
解任	法人	○		
	個人	○		

※ 給水装置工事主任技術者を欠いた場合は、「指定の取消し」要件に該当しますのでご注意下さい。

※ 主任技術者との雇用関係を証する書類・・・健康保険の被保険者証の写しなど。

【問い合わせ先】 〒503-2193

不破郡垂井町宮代2957番地の11 垂井町役場 上下水道課 庶務係

TEL: 0584-22-7517 FAX: 0584-22-5180